

■ 研究論文

奈良・山辺の道における景観保全の展開とその保全思想

Landscape Conservation Process in the Area of Yamanobe-no-michi and its Current Ideas

山口 敬太* 繁田いづみ** 川崎 雅史***

Keita YAMAGUCHI Izumi SHIGETA Masashi KAWASAKI

Abstract : “Yamanobe-no-michi” is known as one of oldest routes in Japan and a popular hiking route, which is rich in nature and cultural assets. This paper aims to clarify a development process of scenic evaluations and landscape conservation in the area of Yamanobe-no-michi, and to examine current ideas of conserving the landscape. The route *Yamanobe-no-michi*, which was rediscovered and indicated in 1941 for the first time, had come to stay as a hiking route, and lots of scenic representation had been made in the area along the route. The area has been conserved since 1960s, and the route of *Yamanobe-no-michi* has been ranked as a symbol and a nucleus. When the area was designated as a Historic Landscape Preservation District, a historical landscape council attached great importance to “mental landscape” composed of images formed by ancient literature. The area was designated as a quasi-national park, and a trail was established as a part of Tokai Nature Trail. This paper showed a rediscovery and indication of the ancient route afforded an opportunity to develop its peculiar area image and to conserve landscapes of its surrounding area. The route has become a substantial ancient route in the end.

Keywords : *historical landscape, scenic beauty, Tokai Nature Trail, quasi-national park, mental landscapes*

キーワード : 歴史的風土, 風致, 東海自然歩道, 大和青垣国定公園, 精神的景観, 都市形成

1. はじめに

本研究は、奈良「山辺の道（やまのべのみち）」を対象に、戦前および戦後の景観評価、1960年代以降の景観保全施策の展開過程と、その背後にある景観保全思想を明らかにすることを目的とする。「山辺の道」は奈良盆地の東の山裾を南北に走っていた古道であるとされ、その名は記紀に山辺道勾岡上陵・山辺道上陵など陵名としてあらわれる¹⁾。戦後にハイキングコースとして定着し、1960年代以降には風致地区や歴史的風土保存地区の指定など景観保全が進められ、国定公園の指定を受けて東海自然歩道の整備がなされるに至った。現在の「山辺の道」の大部分は東海自然歩道と重なり、景観保全・整備が図られてきた。

先行研究による「山辺の道」に関する言説のうち重要なものを挙げる。まず、「山辺の道」の名は『古事記』『日本書紀』に崇神・景行天皇陵を「山辺ノ道上陵」としたことに始まり、時代は大きく下って近世の山稜研究書『打墨縄』（北浦定政, 1848）に「今も山邊の古道はづかに残れり」と再びその名があらわれ²⁾（池田, 1988）、これを除いて近世には山辺の道と称する道がなかった³⁾（和田, 1999）。千田稔は、記紀の記述からは崇神・景行陵の近くに山辺の道という道路があったということ自体は読み取れるものの、現在の崇神・景行陵が記紀に記述されたものである保証がないこと、山辺の道が崇神・景行陵の付近だけに限定された道であった可能性があること、その道を史料から正確に知ることは至難であり「（現在の）ハイキングコースの「山辺の道」を古代の道とするには問題がありすぎる」ことを指摘した⁴⁾。以上をふまえ、山口は「山辺の道」の形成について次の事実を明らかにした⁵⁾。1）近代における「山辺の道」の名称の使用は大和路叢書（1941, 関西急行鉄道）の刊行以前にはきわめて限られていた。2）同ルートは昭和初期には皇陵巡拝道として用いられていたが、大阪電気軌道沿線のハイキング道の一つ、三輪・巻向コースとして宣伝され、大和路叢書に「山辺の道」という名称が使用されて以降、一般に使用されるようになり、その受容が進んだ。3）近代におけ

る山辺の道の形成は、大和路叢書の編著者らが古代の道の名残として見出し、「山辺の道」としての推定ルートを明示したことを契機とする。

先行研究では、「山辺の道」の形成について、戦前期の観光施策の推進という観点から考察したが、本稿では戦後も含めて「大和路」固有の景観評価の定着と景観保全施策の推進、さらには歩道整備による道の固定化に至るまでの過程を明らかにしたい。なかでも、文学や伝説にあらわれるイメージと景観の一体的な評価の進展と、それが実体としての景観の保全や整備に与えた影響という点に着目したい。

本研究の問題意識として、近代以降の日本における風景観の発達と都市景観の形成、ならびにそれらの関係性を明らかにしたいということがある。近代的な公園観や衛生観の移入・形成と公園緑地の形成⁶⁾、史蹟保存思想の展開や都市の憩楽の重視と風致保全の推進⁷⁾、都市美観念の移入・発達と都市景観の保全・整備⁸⁾、など様々な論点がある。景勝地に限れば、たとえば西田正憲は瀬戸内海を題材に、伝統的風景から近代的風景への風景観の変化と、国立公園を中心とする風景の政治的利用と新たな風景表象の形成についての論考を重ねている⁹⁾。近代以降の風景観の形成と景観地整備の関係に着目した研究は、黒田や小野らの研究¹⁰⁾のほか、拙稿¹¹⁾など一定の蓄積があるが、研究としては萌芽的段階にあり、今後の展開が期待される。

2. 「山辺の道」における景観評価の展開

（1）大和路叢書刊行（1941）以前の大和路における景観評価

昭和初期の大和路叢書の刊行以前、「山辺の道」沿道の地域にあたる三輪から石上にかけての景観を評価した文献は、管見の限りほとんどない。たとえば田山花袋『新撰名勝地誌巻1 畿内之部』（1911）には、それまでの名所案内とは異なり巡礼的な傾向が弱まり、一種の抒情対象として奈良を捉える風景観が顕れることが指摘されている¹²⁾（浅田隆, 2001）。実際に同書には「山邊道上陵」

* 京都大学大学院工学研究科 ** 日建設計コンストラクション・マネジメント(株) *** 京都大学大学院工学研究科

の項に、陵墓の堤を「花時美観」、車窓から西を望む大和三山の眺めを「其風景の典雅なる、宛然土佐風の名畫に對するが如し¹³⁾」と、その風景美に対する評価が認められる。同時代の他の案内記には、たとえば『大和巡』(1903)に、三輪山「森嚴なる名山なり」、崇神天皇陵「花時美観なり」とあるような、簡潔な記述にとどまっていた¹⁴⁾。大正期には史蹟・古美術への評価の高まりを背景として、天皇陵以外の萱生の古墳群や西山古墳といった古墳に関する記述がみられるようになるが、古墳の多さや立派さを表現するにとどまっていた¹⁵⁾。

近代文学にみる奈良へのまなざしについては、明治期すでに高浜虚子が、昭和初期の1930年くらいまでには和辻哲郎が奈良を「なつかしい」ところとして捉えており、この「なつかしさ」は、心が惹かれる、あるいは慕わしく感じる、離れ難く思うといった意味であったことを、浅田隆が指摘している¹⁶⁾。実際に昭和初期には、三輪・石上間においても、景観の中になつかしさや、その風光の美が見出されはじめていた。たとえば、日本旅行文化協会の雑誌「旅」の大和路ハイキングに関する記事(1935)には大和路巡りの目的が二つ挙げられ、一つが「名所旧蹟の花の見物、歴史的な追憶をかねた古建築、古美術行脚、皇室中心主義を遵奉しての歴代帝陵参拝」で、もう一つが大和という「古い國の特殊景観、山河聚落の変遷をみて歩かう」とするもの、と二つの傾向が指摘されている¹⁷⁾。以下では、この後者の大和固有の自然景観としての「特殊景観」に対する評価に着目し、管見の限りににおいて代表的なものと思われるいくつかの言説を取り上げ、1930年代の大和路の景観評価の内容を示したい。

大阪毎日新聞社の北尾鐙之助¹⁸⁾は、三輪山の北方、山際の茶の木畑の続く里を眺め、「人麿の歌などをおもひ出した」、「まことに、この三輪山の周囲の地ほど、古い幾千年前の想ひ出の流れてゐるところもないであらう」(1931)と記しており、ここに歴史と眼前の景観を重ね合わせるまなざしをみてとることができる¹⁹⁾。美術評論家である外山卯三郎は、大和路の景観を取り上げ、「現在の多くの人たちは、殆ど悉く大和路をもつて風光の美しいところと考へずに、ただ古蹟として歴史的に見てゐるのが一般である。それほど一般の人たちから、平凡視され、田舎視され、自然の風光として顧られてゐない」と、その景観評価の現状を指摘した上で、「一種の不思議な風光の美しさを感じずにはゐられない」と論じた。その理由を「恐らく日本の他の孰れの地方にも見ない、あのなだらかな山容やふつくらと浮び上つたゆるやかな丘陵の美しい線や、雑木の緑の間から見える山肌や地肌の触感など、殆ど悉くが大和路でなければ、決して見ることの出来ない特異な美しさ(であることに、おどろきの眼を見開く)」、「この物やさしい山容と谷間と平原の描きだす風貌は、そぞろに千数百年の文化をしのばせてゐるにふさはしいもの²⁰⁾」(1937)と述べる。ここには山や丘陵など奈良盆地に特有の地形がつくる景観を、そのやわらかさや歴史的イメージとの同一性の観点から評価することで風光美を見出すまなざしを認めることができる。昭和初期には、このような大和路の景観に対して新たな評価がなされはじめており、これはまた明治以降の近代地理学を背景とする山水観とは異質のものであった。

万葉研究者も景観のなかに風光美を見出しはじめていた。万葉研究の祖とされる辰巳利文²¹⁾は、「大和を見ることは、とりもなほさず大和の古社寺を見ることださへおもはれてゐる」ことに対して、奈良の良さは「(佐保、佐紀の山々から山陵村への道の)近郊の散歩によつて、ほんたうに生かされようとしてゐる²²⁾」と指摘し、「(三輪から初瀬への道の)かうした古道を、とぼととあるくことによつてあたへられる感激こそ眞にわたくしどもの求めてやまない姿である」と、奈良近郊の散歩による風光の観賞こそ、大和を見ることだとした(図-1:同記事附図, 1938)。

郊外の風光観賞は一般的にも広がりを見せており、昭和初期に大流行した大和路ハイキングについて、昭和14(1939)年の『だいき』には「水筒は無くてもカメラが肩に掛かっていないハイカーを採すのに苦勞する位だ²³⁾」というほど、大和路の景観に対する関心が高まっていたのである。

このような大和路固有の景観が発見されていくなかでも、三輪・石上間の風景に対する言説は、大和路叢書(1941, 関西急行鉄道)の刊行以前には非常に限られていたが、同書の刊行を契機に急速に展開することになる。

(2)「山辺の道」(1941)における景観評価

大和路叢書は、「山辺の道」の名称の定着とルート形成の契機となったが、一方で、その景観を多様かつ叙情的に評価・表現した先駆けといえる。同叢書の内容が、その後の景観評価の広がりや定着にどのような影響を与えたかについて実証することは難しいが、「山辺の道」の名称の使用とルート推定と同時期、またその後、どのような景観の評価や意味づけが進んだかという点について考察したい。

大和路叢書『山の邊の道』(1941)の風景記述(表-1)は大別すると、風光美すなわち視覚的な景観美(表-1の実線下線)と、景観のなかの懐古や神々しさ(表-1の点線下線)に関する表現に大別できる。前者は、山並みや丘陵、畑などの眺望や「物柔らかさ」、「なだらかな膚」といった形や触感、古墳群の奇観、神社の森や歴史的建造物の風趣などが取り上げられている。後者は、上代の伝説・史実や万葉文学と眼前の景観を重ね合わせることで生じる文学上の情景の追体験やそれに伴う懐古の念が描かれているとともに、神域・浄地の閑寂さや森厳さが描かれている。なかでも、地名のほか、古墳、陵墓、山、花、川、標石、社寺、社寺の森などのさまざまな景観要素が懐古と結びつけられた。また神々しさは、国家・天皇の威徳と結びつけられており、国体観念の強化という社会背景の影響がうかがえる。

戦前の「山辺の道」における景観評価が確認できる数少ない文献の一つに、堀内民一²⁴⁾の『萬葉大和風土記²⁵⁾』(1943)がある。堀内は折口信夫に師事した国文学者・歌人として、主に戦後、大和の万葉文学に貢献をした人物である。同書には「山の邊の道の風景」として、「風土的詩情を心にも」ち、歴史の集積を山辺の道の景物の中に、すなわち「山に、丘に、川に、光る風に、白雲

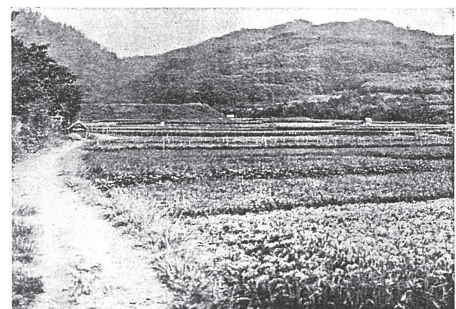


図-1 「高圓野の小径(新薬師寺南門より)」と題された写真(「野の小径(大和のどこを見るか)」, 1938)

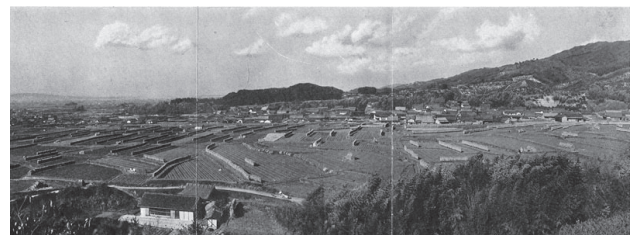


図-2 「山邊道風景」と題された写真(『山の邊の道』, 1941)

表－１『山の邊の道』（1941）にみる風景記述（一部抜粋）

	『山の邊の道』にみる風景記述（実線下線：視覚的な美に関する記述、点線下線：懐古や神々しさに関する記述、筆者による）
山辺道	「我が皇國の歴史を辿り得べき肇國以来の古いこの道は草に埋れ、水に荒らされながらも、今なほ依然たる我が國の道として、國の榮と共にとこしなへに誇るに足るべき國史の悠久を今に吾等の眼前に展開している」(p.2)
三輪山	「神話の形に壓縮された上代日本の國家統一の物語や原始信仰の名残を秘めた三輪山を仰いで、私達はこの地方が古代社会の中心であったことを想ひ、太古への幻想や古代への郷愁といったものが心の奥に去來するのを覚える」(p.1) 「秀麗な傘蓋形を成した三輪山を遠望し、その山裾を洗っている初瀬川の清流を想ふとき、私達は三輪山を中心とした大和平野東側の山地の明朗な姿が、自然美に憧れた上代人の心をいかに強く惹きつけたであろうことを感ずる」(p.4) 「三輪の丘のほとりに立つて往路を追懐し、國家統一にいそまれた太和朝廷の金色の諸將軍の姿を回想して見る」(p.7) （田園道を北に歩くと）「蓋を伏せたやうな秀でた山容、神韻溢れる翠巒の輝きにしばし心を奪はれる」、「何といふ物柔らかさ」、峰々は、なだらかな膚を緑の厚着に包んで、東に、西に、南に、將た北に広がっている」(p.12)
巻向	「巻向、痛足、由槻等いづれも萬葉歌人の吟詠の題材となったものである。三輪のあたりから渡ってくる古い風の匂ひを嗅ぎながら、穴師の里を漫步する者には押え難い回顧の念が頭を擡げる」(p.39) 「見はるかす大和國原、うしろに背負う山並み、なだらかな丘草のながれ、起伏する里のあたりに望む鬱蒼と樹木の茂った古墳の群、今も昔も人々の心を捉へずにはおかない土地である」(p.39) 「（柿本人麻呂が巻向に住んでいた）好んでこの地を歌い、又ここにたつて香具山あたりの風物を詠じたであらうと思はれるものがある」(p.40)
山の辺の里	「その蜜柑畑の實の熟する頃には美はしい黄金色の斑點が陽光に映える」(p.47) 「立ち並んだ民家の裏側へ出ると、山々の傾斜が不思議なほど眼近く見渡される。南東に當って一番美しい姿の三輪の圓蓋丘、その左にすこし高い巻向の山、それから三輪に向ふに非常に高い連山が見えるのは多武峰らしい。そしてここからも姿のうつくしい古墳群を見渡すことがよい」(p.48)
石上神宮	「布留の神杉轟々として点を摩する廣大にして幽邃な神域の容態は、神武天皇建國の由来を追懐せしめるにはふさはしい」(p.59) 「榎門前の出雲建雄神社の高地から眺めると、翠緑の老樹と丹塗の社殿と相映じてすばらしい建築美を眼前に展開する」(p.74)

に」見出し、それらを重ね合わせて風景として眺めることが、「生国大和の風土美の発見啓蒙」、「萬葉集の大和の歌をめぐって、新しい風土詩を綴るといふ念願」を叶えることであるとした²⁶⁾。同書全体を通して、大和路を萬葉の風土が息づく場所として位置づけ、大和路の景観のなかの風土美を評価しようというまなざしが認められる。堀内のこの態度は戦後も変わらず続いた。

（３）戦後における「山辺の道」の景観評価

戦後、大和路叢書の改訂という位置づけで大和路新書が刊行され、大和路叢書の編著者でもあった北島葎江が『三輪石上』（近畿日本鉄道株式会社近畿文化会編、1954）を執筆した。北島は、山辺の道のその古道の有様を、「回想的好古趣味を満喫させてくれる」ものと位置づけ、古墳群からは「古いことをしみじみと感じ」、「山川草木」と「昔ながらの農耕にいそむ農民の有様」からは「懐古の情」を感じ、このために「山の邊の道に限りない愛着を感じ」、「この道を説くことに興味と力との湧き上るのを抑え得ない」とした。同書には、しみじみとした古さや懐かしさ、好古趣味が前面に出されている（表－２、点線下線）が、それらは時代が特定できない、漠然とした懐古であった。戦前の大和路叢書と比較し、国史に関わる記述は大幅に減少し、懐古の性質は変容した。一方、写真が30枚掲載されるなど、視覚的表象が充実した。

表－２『三輪石上』（1954）における風景記述（一部抜粋）

	懐かしさに関する風景記述（点線下線、筆者による）
山の邊の道	「山川草木昔ながら形を留めて、その間に又昔ながらの農耕にいそむ農民の有様、これは山の邊の道に現實に見られる姿である。吾々はこの姿の為に、この懐古の情の為に、山の邊の道に限りない愛着を感じ、三輪・石上を中心としてこの道を説くことに興味と力との湧き上るのを抑え得ないのである」 「村里の農民たちの交通や、神社仏閣への参詣道として奮闘を保つことが出来、吾々に回想的好古趣味を満喫させてくれるなつかしい古道となった」
車谷	「（歌を聞くと）この溪谷が季節の推移について現して来る自然の變化は昔も今もさしたる相違がなく、その時代も昨日の如く思われて、いいしれぬ懐かしさを感じるのである」
夜都岐神社	「高原のただ中に大きな鳥居が聳えて、大和盆地を見はらかし、箸の墓から大和神社の森や、古墳らしい点々と散在するこんもりした小丘を距てて金剛、葛城、二上、生駒の山脈一体と呼應するようなこの道の景色は大和でなくては見られない、昔ゆかしい色々の追想を誘うものがある」

戦後は「山辺の道」を紹介する案内書が増え、その名は徐々に定着していった。そのルートが多様化するとともに、写真表現が盛んとなり、山際の野の道、田園風景、道脇の石仏といったこれまで取り上げられずにいた景観要素が見出された²⁷⁾。近畿日本鉄道株式会社は戦後も「山辺の道」を積極的に宣伝し続けた。

案内書・地誌類に限らず、戦後の万葉研究、特に犬養孝に代表される万葉風土学が「山辺の道」のイメージ形成に与えた影響は小さくないと考える。犬養は万葉歌の鑑賞において、歌の生まれた風土に置き直して見ることで古代の心を読みとろうとし、かすかに残されている限られた地名や自然の景物から、目には見えない万葉のイメージを抱くことの重要性を論じた²⁸⁾。山辺の道については「いわゆる観光からは完全にとりのこされているだけに、じかに古代の、そしてまた万葉のいぶきのよみとれるような山裾の野道だ」と評価し、巻向、穴師、檜原等の地では人間としての柿本人麻呂のいぶきをこの地の山川によみがえらせることができる、とその景観を評価した²⁹⁾（1965）。このような景観の中に歌を詠んだ古代人の心情を感じ取る態度は、戦前にみられた態度と同様のものであり、その傾向がより強められたものであるといえよう。

万葉集研究の進展とともに、山辺の道においても歌碑建立が進んだ。大正時代までには既に59の万葉歌碑が確認されているが³⁰⁾、昭和に入って多くの歌碑が建立され、現在奈良県において約270の万葉歌碑が確認されている³¹⁾。山辺の道周辺においても昭和40年代に多く歌碑が建設され、歌碑を訪ねるための観光案内書も数多く出版された³²⁾。

（４）小結

1930年代より、万葉歌や古代の伝説にあらわれた文学や史実のイメージの背景にある大和の柔らかな山容や丘などの自然景観の風光美の評価が進んだ。なかでも大和路叢書は、懐古や神々しさなどの歴史や神話のイメージや心情と景観とを結びつける先駆的メディアとなり、これを契機に「山辺の道」の景観評価が定着、展開した。戦後も「山辺の道」の風景には「なつかしさ」が見出されるなどさらに広がりをもせ、写真による視覚的表象も充実し、文学や伝説にあらわれるイメージと景観の一体的な評価や、景観の中に古代人の心情をみる態度は引き継がれていった。

３．景観保全施策の展開とその保全思想

本章では、1960年代以降の「山辺の道」における景観保全施策の展開過程について明らかにする。なかでも、各施策における「山辺の道」の位置づけと、その背後の景観保全思想について、「精神的景観」の評価を主題として明らかにしたい。

（１）近畿圏整備法と景観保全

三輪・石上間においては、戦前には長岳寺旧地藏院・楼門・五智堂や石上神宮楼門、大神神社拝殿などの重要文化財指定や西山古墳の史蹟指定が進められ、大正から昭和にかけては石上神宮、大神神社、大和神社の官幣大社を中心に社寺の修理・改築が頻繁に行われた。なかでも昭和大禮記念事業（1928）によってこれらの修築が進み³³⁾、紀元二千六百年事業（1940）によって崇神・景行天皇陵の参拝道路の整備が行われた³⁴⁾。戦後も1950年代までに大神神社三ツ鳥居・摂社社殿の重要文化財指定、石上神宮拝殿・摂社拝殿の国宝指定、櫛山古墳の史蹟指定などの文化財保護が進められるなど、本地域の文化財指定が進んだ。

これに続いて三輪・石上間において景観の保全が図られるのは1960年代であり、近畿圏整備法（1963）に基づいて決定された近畿圏整備計画中の保全区域³⁵⁾の指定から、昭和41（1966）年に桜井市の三輪山の辺風致地区の指定、昭和42（1967）年に歴史的風土保存区域の指定と、その景観保全施策は短期間に大きな進展をみせた（表－3）。なかでも近畿圏整備法において、文化財の保有、緑地の保全、観光資源の保有を中核とする保全対策が明示され、同整備計画の策定段階において、奈良盆地の景観問題が取り上げられたことがその嚆矢であった。近畿圏基本整備計画（1965）には、奈良・京都附近の文化財について「その文化財的重要性はその周囲の環境といったいとなつて高い価値を有していることである³⁶⁾」と環境との一体性を評価しており、文化財の「周囲の環境」の保全が主題として取り上げられるに至った。

奈良盆地の景観問題に関しては、近畿圏整備本部が日本建築学会に委託を行い、日本建築学会が近畿支部内に文化財開発計画特別部会³⁷⁾を設け、奈良盆地における文化財の総合的な調査と考察を行った³⁸⁾。同部会は、都市開発などの景観破壊問題に対する景観保護の対策を主題として取り上げ、保全と開発を図るための考察と提案を試みた。この作業を遂行したのが西山卯三（京都大学）と浅野清（大阪市大）らであった。この調査報告書中の保全区域の設定において、奈良、斑鳩、飛鳥等とともに「山辺保全地域」を設定し（1965）、なかでも天理から桜井にわたる大小約2000基の古墳群を「山辺古墳群」として、主な保全対象としたが、「山辺の古道」も重要であることが明記された。管見の限り、同調査は学術的に山辺の道を保全対象として位置づけた最初のものである。同調査が近畿圏整備法下の平城山の辺保全区域の指定にも少なからず影響を与えたのではないかと推察するが、それを裏付ける資料は見つかっていない。この報告書にみる景観保全の考え方として、「景観の中に保持されてきた日本民族の郷土のイメージ」、「民族の心のふるさとともいふべき地域に対する文化財と結合した景観イメージ」を保全することが必要だという認識が

示されている。ここで景観のなかの「イメージ」を守ることが保全施策上重要視されることとなったのである。

（２）景観保全における「山辺の道」の位置づけ

「山辺の道」が、昭和41（1966）年の三輪山の辺風致地区の指定以降、景観保全施策にどのように位置づけられてきたかを示す。まず、昭和41（1966）年10月に桜井市「三輪山の辺風致地区」が指定された。この風致地区決定申請書中の指定理由書には桜井市の東部及び南部地域には名勝史蹟並古文化財が散在するが、最近の開発により古文化財周辺を取り巻く自然の風致と景観が徐々に損傷を受けつつあることが問題として取り上げられた³⁹⁾。指定理由書や沿革には「山辺の道」に関する直接の記述はないが、参考資料として附された「史蹟名勝天然記念物調査」に調査の結果が記された。同調査中に「山ノ辺道」の項目があり、その説明には「三輪山の南端、初瀬川にのぞんだ所から西の山裾に沿った道である。古代大和の重要な交通路で、大和高原西丘陵に沿って奈良から三輪へ通じた道、どの地点を通っていたかは明確ではないが、『万葉集』はじめ幾多の古歌から奈良山、佐保、春日、大宅、高橋、木堂杣ノ内、乙木、竹之内、中山、上長野、渋谷、穴師、車谷、檜原、三輪、金屋と山裾の道が山ノ辺道である」（筆者下線）と報告された。これが先の建築学会の調査報告に次ぐ学術調査の結果としての見解であり、万葉集や影媛の歌などの古歌が「山ノ辺道」のルートの根拠とされている。

昭和42（1967）年12月に古都保存法による歴史的風土保存区域の指定が行われたが、「天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画（石上・三輪地区）」には「本地区の歴史的風土保存の主体は、石上神宮、大神神社及び崇神天皇陵、景行天皇陵等の大形古墳並びに、現存最古の道といわれる山の辺の道等と一体となる自然的環境の保存にあり」⁴⁰⁾（筆者下線）とある。この保存計画をして景観施策上はじめて、「山の辺の道」が現存する最古の道として、陵墓や古墳群とともにその歴史的価値が明確に位置づけられた⁴¹⁾。山辺の道は周囲の自然的環境と一体として保全の対象とされ、またその範囲も奈良市春日から桜井までに拡大した。ただし、この時点では天理市以北は風致地区の指定を受けていなかった。

昭和43（1968）年4月には歴史的風土保存区域に重なるように「天理市山の辺風致地区」が指定された。指定申請書の理由書には「当地域は「山の辺の道」と呼ばれる古代の道を中心に大小の古墳や由緒深い社寺、美しい民家、集落等があって、自然と一体になって勝れた歴史的景観を示している⁴²⁾」とある。ここでも山辺の道は、社寺や集落等の歴史的景観を構成する中心的な要素として位置づけられた。

このように、「山辺の道」は1960年代には、その歴史的価値が認められるに至り、自然環境と一体として保全の対象とされ、また社寺や集落等の歴史的景観を構成する中心的な要素として、明確に位置づけられるに至ったのである。

（３）歴史的風土の保存における「精神的景観」

「石上・三輪地区」の歴史的風土保存区域の指定にあたって歴史的風土審議会にて二度の審議が行われたが、その際議論の争点となったのは、学術的根拠はないながらも、記紀や万葉集に表れたイメージによるものをどう位置づけるか、ということであった。すなわち学術上不明確な古墳、陵、道、遺跡、そしてこれが伝承説話、文学、特に万葉集に現れたイメージ、とこれらによって構成された「精神的景観」と呼び得るものを、どのように価値体系の上に位置づけるかということが議論されたのである。担当官であった川名俊次は後に「言葉で言えば一種の精神風土」、「精神風土をどうするかというのは悩みの種だった⁴³⁾」と述懐している。

歴史的風土審議会の専門委員には、後に山辺の道の保存施策において大和青垣国定公園の設立まで関わる寺尾勇⁴⁴⁾も名を連ねた。

表－3 「山辺の道」における景観保全に関する年表

年 / 月	景観保全の動き
1965（昭和40）. 5	近畿圏整備計画 保全区域（平城山の辺区域）の指定
1966（同41）. 10	桜井市 三輪山の辺風致地区の指定
1967（同42）. 5, 8	第5, 6回歴史的風土審議会（天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存区域の審議）
. 12	天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存区域の指定
1968（同43）. 4	天理市 山の辺風致地区の指定 石上神宮、崇神景行天皇陵、三輪山歴史的風土特別保存地区の指定
1969（同44）. 1	東海自然歩道構想の発表（厚生省）
. 9	奈良県立山の辺自然公園構想の作成
1970（同45）. 1	大和青垣国定公園候補地 公園区域及び公園計画案の作成
. 3	奈良県立山の辺自然公園から大和青垣国定公園へ切替え
. 12	大和青垣国定公園の指定 東海自然歩道の整備（1974）

その寺尾勇も後に、「(審議を通じて)精神的景観としては「山の辺の道」「三輪山」「藤原京」「大和三山」「明日香」のような、神話や文学、説話、それに万葉によるイメージから構成され、必ずしも史実の確証されたものや、明確な古文化財の核が欠如していても指定すべきであるとの意見が有力になった⁴⁵⁾」と報告している。そこで、この「精神的景観」に関する議論の経緯と具体的内容について歴史的風土審議会の議事録を基に明らかにしたい。

昭和41(1966)年6月に奈良県現地視察がはじめて行われ、同年7月に天理市、桜井市が古都として歴史的風土保存区域に該当する市町村となった⁴⁶⁾。その1年後に天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存区域指定に関する議題が歴史的風土審議会に取り上げられ、選定区域、選定理由についての審議が二度(第5回⁴⁷⁾、第6回⁴⁸⁾)開催され、その間の6月に2日間の見学会が行われ、7月に2日間の専門委員会が開かれた。

第5回の歴史的風土審議会では、事務局から天理市・橿原市・桜井市・明日香村の3市1村5地区の歴史的風土保存の区域指定案、計画案に関する説明がなされ⁴⁹⁾、その考え方として、必ずしも史実ということを固定的に概念づけるのではなく、上代文学にみられるところの文化的資産についてはできるだけ風土概念を取り上げていきたいという方針が示された。寺尾専門委員は、区域設定にあたり「史実に基づく」という点を非常に広く解釈したことへの賛意を表した上で、その考え方についてのさらなる説明を求めた。これに対し、担当官であった川名俊次・建設省都市計画課建設専門官は「必ずしも学術上の価値のみではなく、もう少し普遍化されたものでも差支えないのではないか、という判断のもとに設定」した、と答え、「確実にあつたとか、確実にそこだというふうに断定されたものだけを選定するという立場ではございませんで、書記、古事記あるいは万葉にうたわれていること自体が一つの史実である、というふうに読みとつていつた」と説明した。さらに、川名はこの方針、すなわち精神的な景観という立場を採用した理由を以下の通り述べた。

「当該地域に立つた、あるいは当該地域の中に入った場合に、往時の古都を想い起こさせるような環境の中に浸り得れば、そこに一つの景観も生まれてくるであろうといった、精神的景観と申しますか、そういうものも取り上げていきませんと、単に自然景観、人文景観のように物理的にあるものだけでは、この地域の保存区域を設定する場合、むずかしいという立場に立つた」(第5回歴史的風土審議会における川名俊次の発言)

このように、山辺の道を含む奈良盆地東・南部、明日香の歴史的風土の保存にあたっては、学術的根拠はないながらも、記紀や万葉集に表れたイメージによるものをどう位置づけるか、が論点になった。見学会・専門委員会を経た第6回歴史的風土審議会では、同様の議題について、寺尾専門委員が「歴史的事実のあるものは取り上げる基準になるが、単に伝説のようなものまで取り上げていいのかどうか」と議を発し、審議の結果、発掘などによる事実のない伝説のようなものは許容外だが、万葉集や日本書紀や古事記など根拠があるものに関しては「精神的景観が表現できておる」とする、ということで一致するに至った⁵⁰⁾。

川名はその後、この古都保存法に関わる一連の運営を振り返り、「この無形のもの歴史的風土にふれる心象を具体の行政の中に保存課題としてどのように取扱ってゆくか」が当面した問題であったこと、「人文景観と自然的環境が一体を成して醸し出す精神的風土が即、歴史的風土を構成している要因に違いなく、技法上はこの「精神景観」を含めての保存をどのように実効あらしめるか」ということが課題であったと述べている⁵¹⁾。この川名の考えは、歴史的風土とは「そこに育まれ、それに接する者の心の拠り処」

であり、「時、所により住民の、国民の意識に内在するもの」という考えに基づいていた。この考えは歴史的風土の審議会において委員らから賛同を得て、イメージや心の問題を重要視することで、史実の根拠の乏しいという弱みを乗り越えることで一致した。一方でその議論の背景として、事務局側には、歴史的風土保存区域は歴史的風土を保存するために指定される(法第4条第1項)のであって、当該指定される区域が歴史的風土であることは、法律上必要がないとの認識があったのである⁵²⁾。

(4) 歴史的風土の保存と集落景観

「山辺の道」沿道の景観保全を目的とする歴史的風土保存地区の指定において、もう一点議論されたのが集落景観の取り扱いである。第5回の歴史的風土審議会およびその後の見学会では、保存区域の西辺と県道天理桜井線の間について、将来の都市化が予想されるため、何らかの保全施策が必要であるとされていた。

保存区域の検討の際、保存区域と山辺の道の関係が着目された。原案では保存区域が山辺の道の東側に入り込み集落を除外した箇所が4箇所あった。これに対して、山辺の道をクローズアップするのであればこれらの集落は入れるべきであるが、区域設定において山辺の道というのは必ずしもこだわる必要はない、という意見が優勢となった⁵³⁾。その結果、集落地は風致地区で補うこととし、歴史的風土区域にいれないことで決まり⁵⁴⁾、山辺の道沿いの集落では、柚之内、乙木、竹之内、萱生、中山、神長岡、渋谷といった天理市内の集落が歴史的風土保存区域からは除外され、既に風致地区に指定されていた桜井市の集落に関してはそのまま範囲に含まれ現状維持となった。天理市山の辺風致地区(1969)においても、山辺の道沿道の集落部分については範囲外であり、指定は行われない結果となった⁵⁵⁾。

専門委員会において、「保存区域は集落地を含むべきである」、「道の西側まで入れるべきである」と主張していたのは誰か。委員名は特定されていないが、寺尾勇であったと筆者は推察する。集落地が保存区域に含まれなかった後も、寺尾は「この法律(古都保存法)による風土の限界は一般には自然景観にとどまり、ある場合には精神景観としての色彩が強められたこともあったが、人文景観に及ぶことを避ける傾向は強かった。(…)古都法は、最後まで集落や部落や街路を除外してきた。(…)このように風土の中から人文景観を除外したことにより、今後多くの問題を残している⁵⁶⁾」(括弧内は筆者注)と苦言を呈している。それがなぜ問題かということの説明として、寺尾は「風土は単に自然環境だけでなく、逆に人間の自己投企を含む。人間の自分の本来のあり方を見出すものである。もしそうならば、文化財の周辺の集落、民家、産業、街路、田畑、気候など人間生活の一切を含めた人文景観のものを含むのは当然である⁵⁷⁾」と論じた。ここに「風土」という概念が人間の自己投企を含むものとして取り上げられており、和辻に代表される風土概念⁵⁸⁾に重なる考え方を示したことは注目すべきであろう。また、ここで議論された集落景観の保全、ならびに「人文景観」の保全については、後の国定公園指定の議論へ引き継がれる。

(5) 「山辺の道」の公園化と歩道整備

奈良県風致保全課・大東延和課長は、東海自然歩道整備前の「山辺の道」について「桜井市の金屋から天理市の石上まで、現在ハイキングコースの道標が立っている道筋というのは、土地のいい伝えや古典の断片、古い地名等をつなぎ合わせて復元されたもので、所によっては不明の箇所もあり、また当時の道幅や、新設道路か自然発生的な道か、それはいつ頃か、もう一つははっきりしない点も多いようだ⁵⁹⁾」(1969)と述べている。ただし、大伴、物部、和邇などの名門の出身地である集落や、大神、大和、石上などの古社を結ぶルートには何らかの道があったに違いない、という考えから、古い道の名残である可能性を指摘している。大東による

と、このときハイキングコースを示すいくつかの道標が立っていたが、戦後の観光案内書から確認できる限り、「山辺の道」のルートは一つに固定化されているわけではなく、そのルートは未だ曖昧なものであった。

1950年代以降の山辺の道は「都会人の最もよい鎮静剤⁶⁰⁾」、「観光からは完全にとりのこされている⁶¹⁾」と表され、昔懐かしい風景を楽しむ場所、レクリエーションの地として人気を集めた。文芸評論家の保田與重郎も「春の山ノ邊の道は、むかしから桃の花のみちだったが、今もその傍がある。ここ数十年間、最も變りない風景をのこしている。その風景は何百年變つていないと思へる程で、これは大和の他の古都の址では、もはや見られないものである⁶²⁾」(1973)と開発から免れている様を高く評価した。一方で、「これまであまり人に知られなかった飛鳥も山辺の道も、近ごろは観光地になって、わずらわしい場所になった⁶³⁾」(1971)、「ここ数年来、山ノ邊の道を歩く人が殖えたといふ。氣候のよい頃や休み日には人の列でつながっているともいふ⁶⁴⁾」(1973)と、観光化が進行していた様子を捉えた報告も認められる。観光・慰楽の需要の高まりを背景に、「山辺の道」では国定公園の指定、東海自然歩道の整備が進む。以下、その経緯を明らかにする。

(i) 公園化と歩道整備の経緯

東海自然歩道の構想は昭和44(1969)年1月に厚生省で発表された⁶⁵⁾。その第一次路線案では、山辺の道はその範囲に含まれておらず、鈴鹿から西へ行き、春日山や奈良市を通り北上するというものであった。しかし、同年5月の第二次路線案において「山辺の道」の範囲を通る道に修正された⁶⁶⁾(図-3)。山辺の道については『国民自然歩道の構想』において主要経過興味地点の一つに取り上げられ、「万葉時代から人々の往来のあった古い大和の道(桜井〜春日山)⁶⁷⁾」と説明されている。このとき公園化は決まっておらず、今後の予定に「関係都府県と協議し、沿線の適地の自然公園化をはかる」とあるように、協議の段階であった⁶⁸⁾。

奈良県では、開発が進む青垣山を守ろうと、昭和41年(1966)12月20日に県立自然公園条例を制定し、県立指定公園の第一号である矢田自然公園に次いで、宇陀山間の香落・室生や山の辺の道などの自然環境を保護したいとその計画を検討していた⁶⁹⁾。奈良県は、昭和44(1969)年9月に「県立山の辺自然公園の構想」を提出した。本構想について、農林水産省近畿中国森林管理局所蔵の資料(本稿初出)に基づき、その具体的内容を示したい。

山の辺自然公園の構想は「山の辺の道の環境とその背景をなす自然を保存し、健全な利用を図るため」に奈良県が県立の自然公

園化を目指したもので、「たまたま厚生省で計画中の東海自然歩道の路線に当たり、この沿線は国定公園とすることが考えられているが、それまで待てない現実に迫られているので先ず県立自然公園とし、引き続き区域を広め国定公園への昇格を促進したい⁷⁰⁾」という理由から作られており、奈良県が国定公園への昇格に先立ち、主導的かつ積極的に公園指定を仕掛けたものであったことが分かる。このときの奈良県の構想は奈良盆地全体に及ぶものであり、国定公園と東海自然歩道の指定と連携することで大和盆地を囲む周辺一帯の総合的な緑地保全対策を考え合せ、大和盆地南部の高阪、明日香、多武峯地域や北部の平城山地域及び県立矢田自然公園を含めて大和青垣国定公園に発展させるというねらいをもっていった⁷¹⁾。一方、厚生省(国立公園部)は国立公園と国定公園の二つしか行政の対象に出来ず、これ以外は補助金もつかなかった。自然歩道についても、当初は大蔵省の理解が得られず、「致し方なく」長距離自然歩道の路線一帯を国定公園にしていたところもあったというが、そうしなければ補助金が出なかったためであった⁷²⁾。

大和青垣国定公園の原案にあたる県立山の辺自然公園の構想において、初瀬から奈良市に続く遊歩道が計画された⁷³⁾(図-4)。この遊歩道は、普通地域の指定を予定していた竹之内、萱生、中山、穴師の各集落に接していた。さらに同構想中の利用計画において「山の辺の道の整備」が挙げられた。本計画の説明として、「いはゆる山の辺の道は、天理市北辺においては市街地に入るのでこの一部を白川溜池東側に設定、新山の辺の道とし、南では三輪山南麓を初瀬まで新設して厚生省で計画中の東海自然歩道に一致せしめ、歩き易い道として整備する」とある。これが管見の限り、最初に具体的に示された東海自然歩道、現在の「山辺の道」ハイキングコースの整備原案である。

翌昭和45(1970)年、県立自然公園ではなく、県の希望通り国定公園化が実現した。同年1月に「奈良県大和青垣国定公園候補地・公園区域及び公園計画案」が作成され、3月に県立山の辺自然公園(案)の国定公園への切り替えの手続きが行われ⁷⁴⁾、12月に大和青垣国定公園指定されるに至った。このときの国定公園指定案では、同公園の利用上の基本をなすのは東海自然歩道の整備であることが示された。すなわち「東海自然歩道を中心として、保護地帯を設け、山の辺の道周辺及びその東部丘陵地帯を開発による破壊から護り、さらに積極的に修景を施し、自然環境を保護する⁷⁵⁾」と、東海自然歩道を中心とする山辺の道の保全修景方針が示された。東海自然歩道の整備は国定公園指定後の昭和45-46(1970-1971)年にかけて行われ、集落の周囲で多少の変更はあるものの戦前の観光案内書に掲載されたルートをはほぼ踏襲することとなった。

ここで重要なのは、これまで風致地区、歴史的風土保存地区等の指定を受けていなかった奈良市春日-天理間が国定公園指定を受けたこと、さらに天理市以北の奈良市内の道も「山辺の道」として東海自然歩道として認定され整備されることとなったことである。奈良盆地東部を南北に走る古代人の営みの痕跡としての「道」が、歴史的景観を構成する中心的要素として位置づけられ、歩道整備の根拠となり、三輪・石上から奈良市春日に至るまで、既に一般的に定着していたハイキングコースをもとに、実際に整備が進められ、「実体」としての一本の道(遊歩道)が形成されるに至ったのである。

(ii) 国定公園指定における景観保全思想

「県立山の辺自然公園の構想」(1969)において、山の辺の道周辺地域では、風致地区や古都保存法による保護区域に加えて集落も「普通地域」として指定することを計画していた。この地域はおおよそ8割が民有地であることから高度の規制を行うことは難しく、「所有者の理解と協力により保護を完うしたい⁷⁶⁾」という方

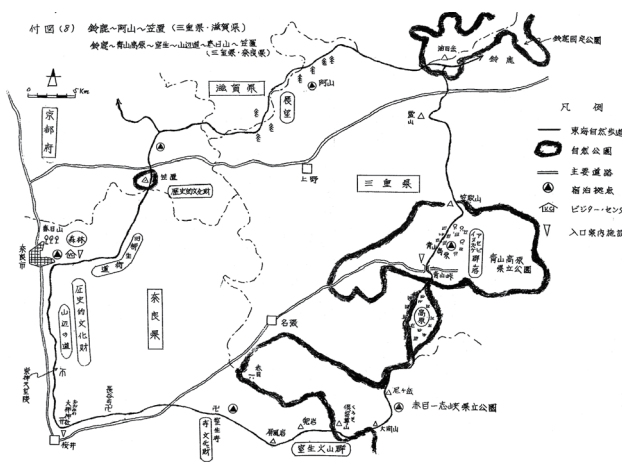


図-3 東海自然歩道第二次路線案に位置づけられた山辺の道(『国民自然歩道の構想 第一次計画 東海自然歩道について(第二次路線案)』附図8(手稿), 1969)

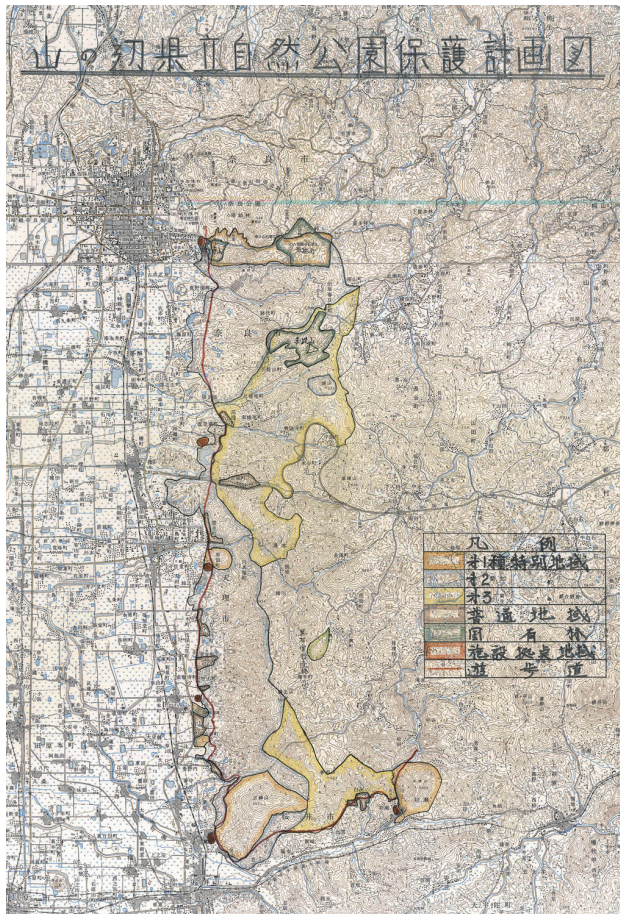


図-4 「山の辺県立自然公園保護計画図」原図，一部（1969）
（注．「遊歩道」の計画線が描かれている）

針をとらざるをえなかった。歴史的風土保存区域では保全範囲外となった人文景観としての集落地域であったが、大和青垣国定公園においては「普通地域」として保全施策のなかに位置づけられるに至った。同公園計画は自然公園でありながらも文化的、歴史的風土に重点が置かれている。その内容自体は「特に規制がない」、「住民の協力による風致維持⁷⁷⁾」と明記されている通り、実質的には規制の対象とはならなかったが、集落景観が保全施策に位置付けられたことには一定の意義があろう。

大和青垣国定公園の計画に関する調査報告書の執筆者の一人が、古都保存法の審議に専門委員として関わった寺尾勇である⁷⁸⁾。寺尾勇は同報告書において「文化景観」の項の執筆を担当し、同公園の意義を以下のように論じた。

「大和青垣国定公園は単なる人文景観，史蹟景観ではなく，風土に立脚した古文化財景観であり，「精神的景観」でなければならない，「青垣山の「青」は，単なる美というより，むしろ悲しきものでなければならない。それは「あわれ」の上に立つ景観であって，古代人の焦慮，憐憫，喜悦，悲哀など多彩な感情体験を内に秘めた景観である。この哀感の上に立ってこそ，これを保存し，後世への遺産として伝える義務が青垣国定公園に課せられている。それは万感胸に迫る古代人の感情をこめた増城としての景観が核である⁷⁹⁾」

ここで論じられたのは，歴史的風土保存区域指定の際も議論された「精神的景観」であった。寺尾はこれを「山と河，神社と古墳を地霊感覚として抱いた「世界」」とも「古代文化の「残像」

とも表現し，この残像としての全体的雰囲気を残すために面的保存を十分配慮すべきだと主張した。この寺尾の主張のなかの景観保全における風土や精神作用の重視は，実質的な規制には結びつかなかったものの，国定公園計画の中にその考え方を残すこととなったのである。

4. 結語

本研究は，「山辺の道」を対象に，戦前および戦後の景観評価，1960年代以降の景観保全施策の展開過程と，その景観保全思想を明らかにした。また，これらの考察を通じて戦前戦後を通じた「山辺の道」の形成過程を明らかにした。具体的に明らかにした内容は以下の通りである。

戦前，大和路においては万葉歌や古代の伝説にあらわれた文学や史実のイメージを背景として，山や丘陵の形や谷や原が形づくる景観のなかに風光美が評価されていた。大和路叢書（1941）の刊行により，はじめて「山辺の道」のルートが示されたのと同時に，伝説や万葉歌にあらわれるイメージと景観の結びつけが行われた。これ以降も，戦後にかけて万葉研究者らを中心に，景観と歌に詠まれた心情が結びつけられ，景観のなかに古代人の心情や「なつかしさ」を読み取る態度はさらに広がりを見せた。「山辺の道」の形成という視点からいえば，記紀の歴史の中に埋れていた道が，案内書に取り上げられたことを契機として様々な言説や景観表象が生まれ，「山辺の道」として広く一般に受容されていったといえる。

1960年代以降の景観保全施策の推進の中では，「山辺の道」はその道自体を特定できないものの，その歴史的価値が認められ，自然環境と一体として保全対象とされるに至り，また社寺や集落等の歴史的景観を構成する中心的な要素として位置づけられた。特に，「石上・三輪地区」の歴史的風土保存区域の指定にあたり開催された歴史的風土審議会の議論のなかでは，学術的根拠はないながらも，記紀や万葉集に表れたイメージによって構成された「精神的景観」を重視するという方針がとられた。これを推進した主な人物が川名俊次および寺尾勇であったが，両者ともに人が景観を体験する中で得る感覚や印象を重要視し，景観保全においてもイメージや心の問題を位置づけようと努めた。すなわち，歴史的風土の保存の文脈のなかで，歴史的資産の実体ではなく，文学や史実などにみる人文景観と自然景観とが一体をなした景観を「精神的景観」として捉え，この精神的景観を含めての保存策を講じた。このとき「山辺の道」は，万葉集や日本書紀，古事記に由来するため，精神的景観が表現できていると判断され，これが一体の景観保全の理論的根拠とされたのである。この文学や史実と自然景観との一体性，すなわち「精神的景観」こそが，戦前から様々なメディアによって新たな景観価値として発見され，集約されてきたものであった。

この景観保全の流れは，奈良県における「県立山の辺自然公園の構想」の策定と，同構想における「山辺の道」の整備計画の立案，その後の大和青垣国定公園の指定，東海自然歩道の整備と，景観保全のさらなる広がり実際の景観整備へと展開した。それまでの「山辺の道」は，里道をつなぎ合わせて推定されたひとつのハイキングコースに過ぎず，また，その行程も主に天理・桜井間が中心であった。これが，山の辺自然公園構想において一本の遊歩道として建設される素案がつけられた。また天理・桜井間の整備にとどまらず，天理市北部から奈良市に至る道については「新山の辺の道」として構想された。これが大和青垣国定公園指定へ引き継がれて，東海自然歩道として整備がなされるに至った。ここにおいて，戦前に再発見された「山辺の道」が，“実体”としての一本の道として形成されるに至ったのである。

謝辞：奈良県、環境省自然環境局、農林水産省近畿中国森林管理局には、本稿の執筆にあたり資料の提供をいただいた。ここに記して感謝の意を表す。

補注及び引用文献

- 1) 平凡社地方資料センター編 (1981)：奈良県の地名，日本歴史地名大系 30：平凡社，p.29 (他にも山の辺の道，山の邊の道，山辺道などの表記があるが，本稿では文献の引用を除き「山の辺の道」の表記で統一する)
- 2) 池田末則 (1988)：山辺ノ道名義考：大美和 75 号，大神神社，p4-5
- 3) 和田萃 (1999)：山辺の道の歴史的意義：山辺の道—古墳・氏族・寺社 (古代を考える)，吉川弘文館
- 4) 千田稔 (1996)：山の辺と磐余：風景の考古学，地人書房
- 5) 山口敬太 (2013)：近代における奈良・山辺の道の形成とその背景：ランドスケープ研究 (オンライン論文集)，Vol.6，p.25-32
- 6) 田中正大 (1981)：日本の自然公園 自然保護と風景保護：相模書房，村串仁三郎 (2005)：国立公園成立史の研究 開発と自然保護の確執を中心に：法政大学出版局，俵浩三 (2008)：北海道・緑の環境史：北海道大学出版会 など
- 7) 加藤哲弘・中川理・並木誠士編 (2006)：東山／京都風景論：昭和堂，丸山宏・伊従勉・高木博志編 (2008)：近代京都研究：思文閣出版 など
- 8) 西村幸夫編 (2005)：都市美 都市景観施策の源流とその展開：学芸出版社，中島直人 (2009)：都市美運動 シヴィックアートの都市計画史：東京大学出版会 など
- 9) 西田正憲 (2011)：自然の風景論—自然をめぐるまなざしと表象—：清水弘文堂書房，西田正憲 (1999)：瀬戸内海の発見：中央公論新社，など
- 10) 黒田乃生・小野良平 (2004)：明治末から昭和初期における史蹟名勝天然記念物保存にみる風景の位置づけの変遷：ランドスケープ研究 Vol.67(5)，p.597-600，小野良平 (2005)：明治末期以降の山林の変容と「ふるさと」風景観の成立：ランドスケープ研究 Vol.68(5)，p.411-416，黒田乃生 (2012)：阿蘇山の国立公園指定の経緯と観光登山の変遷：ランドスケープ研究 (オンライン論文集) 5，p.55-62
- 11) 山口敬太 (2012)：昭和初期の神戸背山における開発と風致保護：山地開発論争と風致地区指定問題の顛末：建築学会計画系論文集，第 77 巻 第 682 号，p.2771-2780，や，山口敬太 (2010)：戦前の六甲山における公園系統の計画と風景利用策に関する研究：都市計画論文集，No.45-3，p.241-246，山口敬太 (2009)：京都の野における風景の発達と持続に関する研究：京都大学学位申請論文 など
- 12) 浅田隆・和田博文編 (2001)：古代の幻：日本近代文学の「奈良」：世界思想社 (シンポジウム内での浅田隆の発言)
- 13) 田山花袋 (1911)：新撰名勝地誌巻 1 畿内之部：博文館
- 14) 水木要太郎 (1903)：大和巡：第五回内国勸業博覧会奈良県協賛会
- 15) 小島貞三 (1930)：大和巡禮：史蹟と古美術：大和史蹟研究会
- 16) 前掲 古代の幻：日本近代文学の「奈良」
- 17) 南里而 (1935)：大和路のハイキング 史蹟を縫うて建国の地を：旅，日本旅行文化協会
- 18) 紀行作家であり、『近畿景観』シリーズの著者である。
- 19) 北尾鯨之助 (1931)：近畿景観 第二編大和河内：創元社
- 20) 外山卯三郎 (1937)：大和路の風光について (一)：だいき第 2 号
- 21) 大和タイムス社編 (1971)：大和百年の歩み 文化編：大和タイムス社
- 22) 辰巳利文 (1938)：野の小径 (大和のどこを見るか)：観光の大和 第 1 巻 1 号
- 23) 大阪電気軌道参宮急行電鉄 (1939)：秋・カメラ・ハイキング：雑誌だいき，大阪電気軌道参宮急行電鉄
- 24) 奈良県出身の国文学者。『新稿萬葉大和風土記』(岡倉書房新社，1952)，『定本萬葉大和風土記』(人文書院，1962)，『大和万葉旅行』(角川新書，1964) など，大和と万葉文学についての研究に尽力した。
- 25) 堀内民一 (1943)：萬葉大和風土記：天理時報社
- 26) 前掲 萬葉大和風土記
- 27) 足立巻一・文，入江宏太郎・写真 (1961)：山の辺の道 文学小旅行：近畿日本鉄道宣伝課，赤谷明海ら (1966)：奈良の散歩みち：山と溪谷社，など
- 28) 犬養孝 (1965)：万葉の旅：社会思想社
- 29) 前掲 万葉の旅，p54
- 30) 田村泰秀 (2008)：萬葉二千碑：萬葉の碑を訪ねる会
- 31) 前掲 萬葉二千碑
- 32) 阪本伊作 (1973)：山の辺の歌碑をたずねて：記紀万葉のふるさとめぐり，タイムス
- 33) 奈良縣 (1930)：昭和大禮奈良縣記録：奈良縣
- 34) 「御旅参拝道路ノ改良」(1943)：紀元二千六百年祝典記録 第八冊：復刻版 (2002)，ゆまに書房。(崇神天皇陵参拝道路 (497m) は幅員の拡張と屈曲整理により自動車通行を可能にするため。景行天皇陵参拝道路 (470.5m) は北部からの参拝道の整備)
- 35) 平城山の辺区域：全 20 区域，昭和 40 年 5 月の総理府告示第 15 号
- 36) 近畿圏整備本部 (1965)：近畿圏基本整備計画 (1965.5.15)：近畿圏整備本部
- 37) 学会の内外にわたる文化財関係・都市計画関係の専門家による。
- 38) 近畿圏整備本部 (1965)：奈良盆地の開発と文化財保全 宅地開発等と文化財保全の調整に関する調査報告書：近畿圏整備本部

- 39) 奈良県桜井市 (1966)：桜井市都市計画 風致地区決定申請書：「奈良県桜井市都市計画風致地区の指定について」(昭和 41 年建設省告示第 3357 号) (国立公文書館所蔵)
- 40) 奈良県企画部風致保全課編 (1981)：天理市，橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画 (石上・三輪地区)：古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 奈良県風致地区条例その他関係法令集
- 41) 第 5 回歴史的風土審議会における「山の辺の道」の説明として，日本の歴史に登場する最古の道であること，天皇陵や大古墳が存在し当時の文化の中心であったこと，大和平野部と東山間部の物産を交易する産業道路であったこと，道に沿って古代日本の大部族の本拠があったこと，が説明された。
- 歴史的風土審議会 (1967)：第 5 回歴史的風土審議会議事録 (1967.5.29)
- 42) 奈良県天理市 (1968)：風致地区の指定申請書：「奈良県 天理市計画山の辺風致地区の指定について」(昭和 43 年建設省告示第 1298 号) (国立公文書館所蔵)
- 43) 川名俊次ら (2006)：座談会 古都保存法制定前後を語る：公園緑地 67-3
- 44) 寺尾勇は奈良県内の歴史的風土保存区域指定から大和青垣国定公園に至るまで景観保護施策に関わった。「ほろびゆく大和」(創元社，1968) や「古文化財と風土」(国立公園 247，1970) を執筆し文化財保存を訴えた。奈良教育大学教授を務め，国の歴史的風土審議委員会の専門委員を担った。
- 45) 寺尾勇 (1970)：古文化財と風土：国立公園 247，国立公園協会，p.4
- 46) 天理市，桜井市を含めた 6 市 1 町 1 村が歴史的風土保存区域に該当する市町村となった。
- 47) 歴史的風土審議会 (1967)：第 5 回歴史的風土審議会議事録 (1967.5.29)
- 48) 歴史的風土審議会 (1967)：第 6 回歴史的風土審議会議事録 (1967.8.17)
- 49) 第 5 回で示された原案では，石上・磯城地区，鳥見山地区，磐余地区，大和三山地区，明日香地区の 5 地区が候補として示された。
- 50) 前掲 第 6 回歴史的風土審議会議事録 (1967.8.17)
- 51) 川名俊次 (1980)：歴史的風土保存の今日の課題—古都保存法から明日香村立法まで—：新都市 34(4)，都市計画協会
- 52) 藤田健次，元建設省公園緑地課 (1966)：「古都保存法」メモ：公園緑地 27-3・4，日本公園緑地協会
- 53) 第 6 回歴史的風土審議会における木村英夫専門委員による専門委員会報告による，前掲 第 6 回歴史的風土審議会議事録
- 54) 前掲 第 6 回歴史的風土審議会議事録 (1967.8.17)
- 55) 前掲 奈良県天理市：風致地区の指定申請書
- 56) 前掲 古文化財と風土，国立公園 247，p.4
- 57) 寺尾勇 (1968)：ほろびゆく大和：創元社，p.238-40
- 58) 和辻哲郎 (1935)，風土—人間学的考察：岩波書店
- 59) 大東延和，奈良県風致保全課長 (1969)：山の辺の道：月刊奈良，第 9 巻 2 号，p.21
- 60) 近畿文化会 (1954)：近畿文化通信：近畿日本鉄道株式会社編纂室
- 61) 前掲 万葉の旅
- 62) 保田與重郎 (1973)：万葉路 山ノ辺の道：新人物往来社，p.105
- 63) 毎日新聞社 (1971)：大和路：山の辺の道 竹内街道 飛鳥路 佐保・佐紀路と西ノ京の道 斑鳩の道 初瀬・室生路 吉野路：毎日新聞社，p.30-31
- 64) 保田與重郎 (1973)：万葉路山ノ辺の道：山ノ辺の道と磐余の道：新人物往来社刊，p.103
- 65) 大井道夫 (1969)：東海自然歩道の構想：国立公園 231，国立公園協会
- 66) 国立公園部 (1969)：国民自然歩道の構想 第一次計画東海自然歩道について (第二次路線案)，付録図含む，(環境省自然環境局自然環境計画課所蔵)
- 67) 前掲 国民自然歩道の構想 第一次計画東海自然歩道について (第二次路線案)，p.4
- 68) 前掲 国民自然歩道の構想 第一次計画東海自然歩道について (第二次路線案)，p.5
- 69) 前掲 大和百年の歩み 文化編：p.569
- 70) 奈良県 (1969)：県立山の辺自然公園の構想：農林省林野庁大阪営林局経営部計画課特殊経営計画係 (1970)：「昭和 45 年度大阪営林局大和青垣国定公園指定についての協議」資料の一部 (農林水産省近畿中国森林管理局所蔵)
- 71) 前掲 県立山の辺自然公園の構想，p.21
- 72) 大井道夫，油井正昭，杉尾伸太郎，東海林克彦ら (1999)：上原敬二賞受賞者に聞く：ランドスケープ研究，日本造園学会誌 62(4)，p.381-383.
- 73) 奈良県 (1969)：山の辺県立自然公園保護計画図：前掲 昭和 45 年度大阪営林局大和青垣国定公園指定についての協議
- 74) 奈良県 (1970)：大和青垣国定公園候補地 公園区域及び公園計画案 (環境省国立公園課所蔵)
- 75) 奈良県知事 (1970)：大和青垣国定公園指定について：観第 162 号 (1970.3.28) (農林水産省近畿中国森林管理局所蔵)
- 76) 前掲 県立山の辺自然公園の構想，p.16
- 77) 前掲 大和青垣国定公園候補地 公園区域及び公園計画案
- 78) 国立公園協会編 (1971)：大和青垣国定公園計画調査報告書：奈良県
- 79) 前掲 大和青垣国定公園計画調査報告書，p.81

(2013.4.29 受付，2013.10.2 受理)